

羽島市議会意見箱の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽島市議会基本条例（平成30年羽島市条例第40号）に定める市民の多様な意見の議会活動への反映と議会の広聴機能の充実強化を図るため、意見箱を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「意見」とは、議会に対する質問、意見、要望、相談及び提言をいう。

(設置の場所)

第3条 意見箱は、以下の場所に設置するものとする。

- (1) 羽島市役所本庁舎議会事務局執務室
- (2) 市議会ホームページ
- (3) その他議長が適当と認めた場所

(提出の方法)

第4条 意見を提出しようとする者は、以下の方法により行うものとする。

- (1) 市議会が設置する意見箱に投かんする方法
- (2) 市議会ホームページに掲載された電子フォームに入力する方法

(回答を求める者が記載又は入力しなければならない事項)

第5条 提出した意見に対して回答を求める者は、次に掲げる事項を記載又は入力しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号又は電子メールアドレス

(回答しないことができるもの)

第6条 議長は、次の各号のいずれかに該当する意見については、回答しないことができる。

- (1) 前条各号に掲げる事項を記載していないもの
- (2) 記入用紙の記載内容が不明瞭又は判読できないもの
- (3) 特定の個人又は団体の権利利益を侵害するおそれのあるもの
- (4) 営利を目的としたもの
- (5) 公序良俗に反するもの

(6) 市執行機関等に対する要望であるもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、議長が意見と認められないと判断したもの

(対応の協議)

第7条 第4条により提出された意見については、広報広聴委員会で対応を協議し議長へ報告するものとする。

2 広報広聴委員会は、提出された意見についての協議において、議会運営委員会、所管の常任委員会又は特別委員会等に整理及び調査を依頼することができる。

3 依頼を受けた委員会は、速やかに整理及び調査し広報広聴委員会に結果を報告するとともに、意見の適切な処理と議会活動への反映に努めなければならない。

(回答及び公表)

第8条 議長は、意見及びこれに係る議会の対応について、必要に応じて提出者に回答を送付するとともに、市議会ホームページ等で公表するものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 提出された意見のうち羽島市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年羽島市条例第13号）第2条に規定する個人情報に該当するものは、同条例第3条に基づき適正に管理するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、意見箱の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月2日から施行する。

別記様式

意見等記入用紙

羽島市議会では、積極的な議会活動を行うために、広く市民の皆様からのご意見をお待ちしています。

記入年月日 年 月 日

住所	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

・具体的にご意見・ご要望・ご提言などをお書きください。
(回答の要否：いずれかを○で囲んでください ・必要 ・不要)

- ・記入した用紙は、意見箱にご投函ください。
- ・回答が必要な方は、住所・氏名・電話番号・メールアドレスを記入願います。(個人情報羽島市議会の個人情報の保護に関する条例に基づき適正に管理し、目的外に使用しません。)なお、内容によっては、回答に時間を要する場合がありますのでご了承ください。
- ・お寄せいただいた内容は、市議会ホームページ等で紹介させていただく場合があります。